

遺産相続に関する民法が改正

2018年7月6日成立。2018年7月13日公布。

施行日は、自筆証書遺言は公布日から6ヶ月以内・配偶者居住権は2年以内・その他の項目は1年以内に施行されます。

配偶者居住権の創設

改正法公布の日（2018年7月13日）から2年以内に施行されます。

住宅の権利を「所有権」と「居住権」に分割されました。

配偶者は居住権を取得すれば、所有権が別の相続人や第三者に渡っても自宅に住み続けることができます。

なお、配偶者が遺産分割の対象の建物に住んでいる場合、遺産分割が終了するまでは無償で住めるようにする「配偶者短期居住権」も設けました。

配偶者居住権は現在住んでいる家に、配偶者がそのまま住み続けられる権利のことです。

現状の制度でも、配偶者が自宅の所有権を相続すれば住み続けることは可能ですが、その分遺産分割で得られる他の財産は少なくなってしまうます。

新設される配偶者居住権を利用すれば、自宅に住み続けることもでき、生活資金も確保できます。



居住権

1.配偶者短期居住権

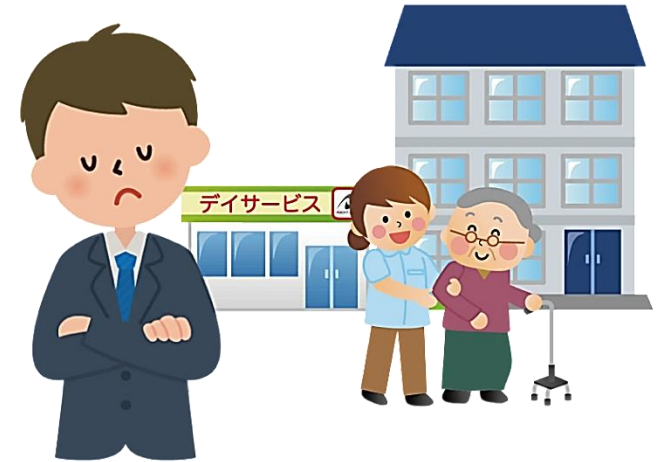
2.配偶者長期居住権

配偶者居住権

1. 配偶者短期居住権

被相続人の建物を配偶者が相続できなくても、6か月間は一定の要件のもと、配偶者が建物に居住し続けることができる権利です。

要件は、配偶者が、被相続人の遺産たる建物に相続開始の時に、無償で居住していたことです。



2. 配偶者長期居住権

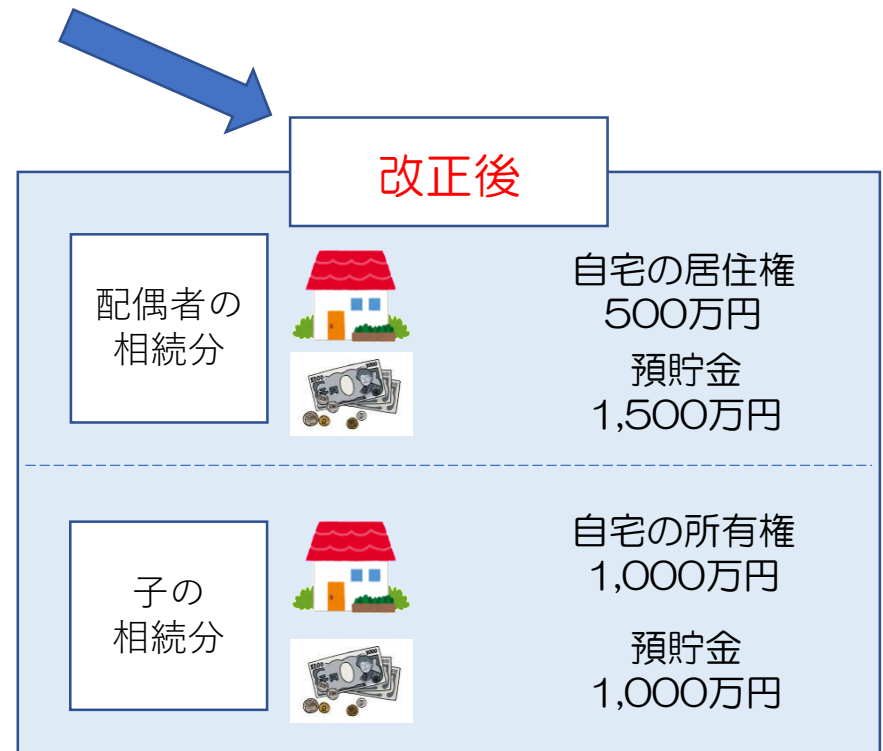
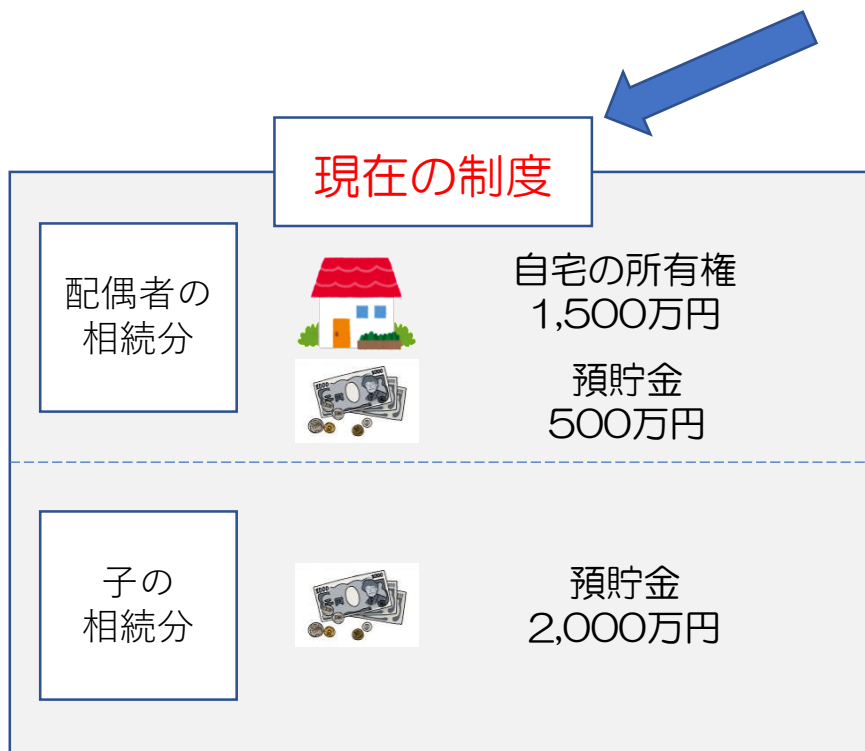
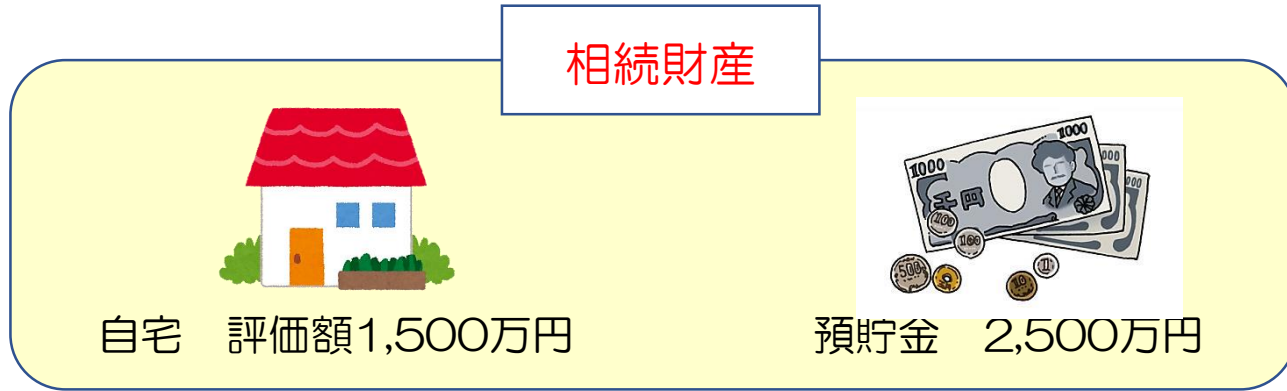
短期居住権が、6か月の制限付きであったのに対し、長期居住権は配偶者の一生亡くなるまで、無償居住が認められる権利です。

要件は短期居住権と異なり、

- ①遺産分割により配偶者居住権を取得する
- ②遺言により配偶者居住権の遺贈を受ける
- ③被相続人と配偶者の間に死因贈与契約がなされる

以上①から③のいずれかの要件が必要です。

事例



婚姻20年以上の夫婦の優遇策

～住居の遺産分割の対象からの除外～

改正法公布の日（2018年7月13日）から2年以内に施行されます。



結婚20年以上の夫婦であれば、配偶者が生前贈与や遺言で譲り受けた住居は「遺産とみなさない」という意思表示があったとして、遺産分割の計算対象から除外されます。

この場合、配偶者は住居を離れる必要がないだけでなく、他の財産の配分が増え、老後の生活の安定になりやすくなります。

自筆証書遺言の方式緩和

～パソコンでの作成を一部可能にする～

2019年1月13日から施行されます。



自筆証書遺言は「全文を自書する」ことが成立要件とされます（民法968条）。そのため、遺言者（遺言を作成する人）が病気などのときは作成にかかる負担がありました。また、誤字等によるトラブルも起きていました。

改正で、財産の一覧を示す「財産目録」はパソコンでの作成が可能になりました。負担軽減による遺言の普及と誤字脱字等によるトラブル防止が期待できます。

特別寄与者

～相続の不公平感の是正～

改正法公布の日（2018年7月13日）から1年以内に施行されます。

特別寄与者となり、特別寄与料を請求できるのは、被相続人の相続人でない親族になります。

親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族であり、子の配偶者はこの中に含まれます。たとえば、義父を介護してきた「息子の妻」などが請求できるようになります。

ただし、事実婚や内縁など、戸籍上の親族でない人は従来通り請求できません。

金融機関の「仮払い制度」の創設

改正法公布の日（2018年7月13日）から1年以内に施行されます

現状では、銀行等の金融機関は、遺産分割協議が成立するまで原則として故人の遺産の払戻や名義変更に応じません（いわゆる「口座の凍結」）。そのため、生活費の確保や葬儀費の支払いに支障を来すケースが起きています。

改正で、遺産分割協議が終わる前でも、生活費や葬儀費用の支払いなどのために故人の預貯金を金融機関から引き出しやすくする「仮払制度」が創設されました。



「法務局における遺言書の保管等に関する法律」

～自筆証書遺言を法務局で保管できる制度～

改正法公布の日（2018年7月13日）から2年以内に施行されることとされており、施行前には、法務局に対して遺言書の保管を申請することはできません。

自筆証書遺言は遺言書の存在が相続から何年も経過した後に発見されて遺産分割協議がやり直しになったり、発見した者が変造したり破棄してしまったり遺言が執行されない問題がありました。

改正で、法務局が自筆証書遺言を保管する制度ができました。
また、自筆証書遺言は家庭裁判所における「検認」についても見直されました。

1.保管制度

全国の法務局で保管できるようにして、相続人が遺言の有無を調べられる制度が導入されます。

2.検認制度の不要

自筆証書遺言を法務局に預けた場合は、家庭裁判所で相続人が立ち会って内容を確認する「検認」の手続きが不要になります。これにより、速やかな遺言の執行が期待できと言われています。